二　承継に係る登録局の登録の番号、登録人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

［三　略］

2　前項の届出書の様式は、別表第五号の三のとおりとする。

3　登録人の地位を承継することができる者が二人以上ある場合において、その協議により、登録人の地位を承継すべき者を定めたときは、その者は、第一項の届出書に他の登録人の地位を承継することができる者がこれに同意した事実を証する書面を添付するものとする。

（包括登録の申請書等）

第二十五条の十七　法第二十七条の二十九第二項の申請書の様式は、別表第一号の四のとおりとする。

2　法第二十七条の二十九第三項の総務省令で定める事項（第一号に掲げる事項にあつては、希望する場合に限る。）は、次のとおりとする。

［削る］

一　［略］

二　［略］

三　［略］

［3・4　略］

（包括登録の再登録の申請等）

第二十五条の十九　包括登録の再登録を申請しようとするときは、次に掲げる事項（第四号に掲げる事項にあつては、希望する場合に限る。）を記載した申請書を総合通信局長に提出して行わなければならない。

［一～三　略］

四　希望する登録の有効期間

［五　略］

2　前項の申請書の様式は、別表第一号の四のとおりとする。

［3　略］

（登録状）

第二十五条の二十一　［略］

2　前項の登録状の様式は、別表第六号の六のとおりとする。

（登録状の訂正）

第二十五条の二十二　登録人は、法第二十七条の二十五の登録状の訂正を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出しなければならない。

一　登録人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　登録の番号

三　訂正を受ける箇所及び訂正を受ける理由

2　前項の申請書の様式は、別表第六号の七のとおりとする。

3　第一項の申請があつた場合において、総合通信局長は、新たな登録状の交付による訂正を行うことがある。

4　総合通信局長は、第一項の申請による場合のほか、職権により登録状の訂正を行うことがある。

5　第二十二条第五項の規定は、新たな登録状の交付を受けた場合に準用する。

二　承継に係る無線局の種別、登録の年月日、登録の番号、登録人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

［三　同上］

［新設］

2　登録人の地位を承継することができる者が二人以上ある場合において、その協議により、登録人の地位を承継すべき者を定めたときは、その者は、前項の書類に他の登録人の地位を承継することができる者がこれに同意した事実を証する書面を添付するものとする。

（包括登録の申請書等）

第二十五条の十七　法第二十七条の二十九第二項の申請書の様式は、別表第一号の四のとおりとする。

2　法第二十七条の二十九第三項の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　無線局の種別

［二　同上］

［三　同上］

［四　同上］

［3・4　同上］

（包括登録の再登録の申請等）

第二十五条の十九　包括登録の再登録を申請しようとするときは、次の事項を記載した再登録申請書を総合通信局長に提出して行わなければならない。

［一～三　同上］

四　登録の有効期間満了の期日

［五　同上］

2　前項の再登録申請書の様式は別表第一号の五のとおりとする。

［3　同上］

（登録状）

第二十五条の二十一　［同上］

2　前項の登録状の様式は、別表第五号の十のとおりとする。

（登録状の訂正及び再交付）

第二十五条の二十二　第二十二条及び第二十三条の規定は、登録状について準用する。この場合において、第二十二条第一項及び第四項並びに第二十三条第一項中「免許人」とあるのは「登録人」と、同項中「免許の番号並びに識別信号（包括免許の場合を除く。）」とあるのは「登録の番号」と、同条第二項中「前条第四項」とあるのは「第二十五条の二十二において読み替えて準用する前条第四項」と読み替えるものとする。